

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月22日
【会社名】	O a kキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(0 3) 5 4 1 2 - 7 4 7 4
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(0 3) 5 4 1 2 - 7 4 7 4
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,880,875円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 506,380,875円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	715個(新株予約権1個につき10,000株)
発行価額の総額	5,880,875円
発行価格	新株予約権1個につき8,225円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.8225円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年11月7日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	Oakキャピタル株式会社 管理本部総務部 東京都港区赤坂八丁目10番24号
払込期日	平成24年11月8日(木)
割当日	平成24年11月8日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店

(注) 1. 第7回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成24年10月22日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に上記申込取扱場所に申込みすることとし、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	Oakキャピタル株式会社 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、10,000株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式7,150,000株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、70円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は株式分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>506,380,875円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成24年11月9日から平成26年11月8日までとする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 Oakキャピタル株式会社 管理本部総務部 東京都港区赤坂八丁目10番24号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が14取引日連続して、当該各取引日における行使価額の140%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき8,225円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る。)又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件</p> <p>別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4. 買取請求条項

本新株予約権者は、平成25年11月9日から平成26年11月8日までの間、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につき8,225円で取得することを当社に対して請求する権利を有する。本新株予約権者は、当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」の行使請求受付場所に事前通知を行うことにより、当該権利を行使できる。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役会長兼CEOに一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (4) 本新株予約権の発行要項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
506,380,875	7,310,000	499,070,875

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（5,880,875円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（500,500,000円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は以下のとおりであります。

弁護士費用	2,500,000円
割当予定先に関する調査費用	1,280,000円
新株予約権価格算定費用	1,500,000円
登記その他の費用	2,030,000円

4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行による調達資金につきましては、当社が現在推進している「中小型上場株投資」及び「事業プロジェクト投資」への投資資金に充当してまいります。「ブランド力」、「技術力」、「マーケットシェア」のいずれかに優位性をもつ新興・中堅上場企業を主体とする「中小型上場株投資」又は「事業プロジェクト投資」による投資を行うとともに、企業ネットワークの構築、新規事業の創出、成長戦略の策定といった当社独自の強みを活かした支援によって投資先を育成することを通じて、当社の企業価値の増大に努めてまいります。

また、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、本新株予約権と合わせて新株式の発行による資金調達を行います。当期中に見込んでいる「中小型上場株投資」による投資案件は、新株式と新株予約権を組み合わせた投資を予定しておりますが、そのうち、本新株予約権の発行により調達する資金は新株予約権の引受に伴う新株予約権を行使するための資金として充当する予定であります。

「事業プロジェクト投資」に係る投資資金の使途につきましては、平成23年9月に「事業プロジェクト投資」の第一弾として立ち上げた「デジタル郵便事業」の事業拡大に伴う投資資金に充当する予定であります。

なお、本新株予約権につきましては、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり想定資金調達額に満たない可能性があります。その場合は、下記で投資を予定している案件の投資実行時期の繰り延べ及びその他案件の投資回収時期の早期化といった対応により、可能な限り影響がでないように努めてまいります。

また、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
「中小型上場株投資」に係る投資資金	399百万円	平成25年4月～平成26年10月
「事業プロジェクト投資」に係る投資資金	100百万円	平成25年4月～平成25年9月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成24年10月22日開催の当社取締役会において、本新株予約権とともに、第三者割当により発行される株式（以下、「別件新株式」という。）の発行を決議しております。

別件新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：1,430,000株
- (3) 発行価額の総額：100,100,000円
- (4) 発行価格：1株につき70円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：山崎光博氏
- (7) 申込期日：平成24年11月7日
- (8) 払込期日：平成24年11月8日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Asia Equity Value LTD. (旧 Japan Equity Value LTD.)
	本店の所在地	Vanterpool Plaza, Wickhams Cay I, P.O. Box 873 Road Town, Tortola, British Virgin Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所が存在しないため、該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Idan Moskovich・C F O
	資本金	5万U S ドル
	事業の内容	投資事業
	主たる出資者及びその出資比率	Noga Capital Group・100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

a. 割当予定先の概要	氏名	山崎 光博	
	住所	東京都板橋区	
	職業の内容	勤務先の名称	山芳製菓株式会社
		所在地	東京都板橋区常盤台一丁目52番地3号
		役職	代表取締役会長
事業の概要	製菓メーカー		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社株式を754千株（所有議決権比率3.39%）保有する当社第2位の株主であります。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

後記「6 大規模な第三者割当の必要性（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載のとおり、外部環境に柔軟に対応できる新たな投資手法を用いた事業構造の転換が進捗し、投資先として有望な企業が多数存在する現在の状況は、当社にとって当社の企業価値をさらに向上させる絶好の機会であると考えております。そのため、十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化するため、新たな資金調達を行うことといたしました。

上記の状況から、当社は、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を割当予定先として選定するため、当社又は当社役員と関係がある国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を対象に個別に当社の事業概要及び事業戦略を説明いたしました。その結果、本新株予約権の割当予定先であるAsia Equity Value LTD.並びに別件新株式及び本新株予約権の割当予定先である山崎光博氏から当社に対して賛同する旨の申し出がありました。

Asia Equity Value LTD.（旧 Japan Equity Value LTD.）は、日本を始めとするアジア地域をターゲットに投資業を営む会社であり、日本の上場企業に対する投資実績もあります。また、平成21年10月に2011年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債及び第1回ユーロ新株予約権を発行した際の引受先であるとともに共同で投資案件の発掘等を行う包括的な協力関係も構築いたしました。具体的には四半期に1回程度、投資環境及び投資案件に関する情報交換を定期的に行っております。また、平成16年に投資を行ったサムット・デザイン・テクノロジーズ社及び平成21年に投資を行った米国サイトライングループは、同社からの紹介により投資が実現いたしました。今回の資金調達実施に当たり、同社に対して当社の事業概要及び事業戦略を説明したところ、当社の事業戦略を評価していただき、本新株予約権の引き受けについて承諾を得たことから、同社を本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

山崎光博氏は、平成24年9月30日現在当社株式を754千株（所有議決権比率3.39%）保有する当社第2位の株主であり、平成21年度以降継続して当社株式を保有していただいている安定株主でもあります。同氏は、当社が主催する日本の将来を担うべき企業のオーナー経営者や後継者の方々を対象にした経営者セミナー「PBフォーラム」に開催当初から参加いただいている企業経営者であり、その関係から当社に関心を持ち、当社株式を保有いただいております。なお、同氏が代表取締役会長を務める山芳製菓株式会社は、スナック菓子等の製造・販売を営む非上場の会社であります。今回の資金調達実施に当たり、同氏に対して当社の事業概要及び事業戦略を説明したところ、当社の事業戦略を評価していただき、別件新株式及び本新株予約権の引き受けについて承諾を得たことから、同氏を別件新株式及び本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の発行により割り当てる予定の新株予約権の目的である株式の総数は7,150,000株であります。

なお、内訳は以下のとおりであります。

Asia Equity Value LTD. 5,720,000株

山崎光博 1,430,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先であるAsia Equity Value LTD.及び山崎光博氏の本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得する株式を売却していく旨の表明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の割当予定先であるAsia Equity Value LTD.及び別件新株式及び本新株予約権の割当予定先である山崎光博氏から、それぞれ、別件新株式及び本新株予約権に係る払い込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただくとともに、別件新株式及び本新株予約権の払い込み、並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保に係る資金の調達方法及び財務状況等についてヒアリングを十分に行いました。その結果、別件新株式及び本新株予約権の払込資金、並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の調達についてはともに自己資金であることを確認し、Asia Equity Value LTD.につきましては、金融機関の預金残高を確認いたしました。また、山崎光博氏につきましては、本人名義の証券会社の取引残高報告書の写しの交付を受けるとともに、保有する上場株式に担保が設定されていないこと及び保有している上場株式は、別件新株式及び本新株予約権の払込期日までに必要な資金額を確保することができる流動性を有していることを合わせて確認しております。以上により両割当予定先ともに別件新株式及び本新株予約権の払い込みに足る資金を有していることを確認いたしました。

当社は、これらの確認等に基づき、Asia Equity Value LTD.及び山崎光博氏の資金の確保について、特段の問題はないものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるAsia Equity Value LTD.及び山崎光博氏に対してヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨、反社会的勢力と意図的に取引等の関係を有していない旨などについて直接確認するとともに、第三者の信用調査機関である株式会社J P リサーチ & コンサルティング（東京都港区）に依頼し調査を行いました。その調査の結果、Asia Equity Value LTD.及びその関係人物、Sage Capital Global LIMITED（ ）を含む関係会社並びに山崎光博氏及びその関係人物、関係会社等は、反社会的勢力との関わりを示す情報はない旨の調査報告書を受領いたしました。なお、同社に対して、その調査方法についても確認し、対象者並びにその親族及び関係企業に関わる書類の査閲、分析及び過去の新聞記事等の検索、行為情報、訴訟履歴、各関係機関への照会等を実施した旨の回答を得ております。以上の調査報告及び調査方法からAsia Equity Value LTD.及び山崎光博氏並びにその関係人物及び関係会社等について、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断いたしました。

Sage Capital Global LIMITEDは、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア地域といった世界規模で事業展開している投資業を営む会社であり、Asia Equity Value LTD.は、実質的にSage Capital Global LIMITEDが、運営・管理しております。また、Asia Equity Value LTD.の代表者であるIdan Moskovich氏はSage Capital Global LIMITEDの代表者も兼務しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を8,225円といたしました。本新株予約権の発行価額は、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主様に与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年10月19日の株式会社東京証券取引所第二部市場における当社普通株式の終値の71円を基準に行使価額を70円（ディスカウント率1.41%）といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均71.00円に対するディスカウント率は1.41%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均73.30円に対するディスカウント率は4.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均77.85円に対するディスカウント率は10.08%となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者機関から受領した算定結果報告書における算定結果を参考に決定していることから、本新株予約権の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、今回調達する資金を十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役4名全員（社外監査役3名）から、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法が市場慣行に従った一般的な方法であること、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該評価額は適正かつ妥当な価額であり、当該評価額を踏まえて決定された本新株予約権の発行価額は特に割当予定先に有利ではないものと判断している旨が述べられております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株及び別件新株式の発行による株式数1,430,000株を合わせた8,580,000株に係る割当議決権数は85,800個となり、当社の総議決権数222,414個（平成24年9月30日現在）に占める割合が38.58%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を以上になることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
Asia Equity Value LTD.	Vanterpool Plaza, Wickhams Cay I, P.O. Box 873 Road Town, Tortola, British Virgin Islands	-	-	5,720	18.56%
エスアイエックス エス アイエス エルティーデー ー（常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀 行）	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTEN SWITZERLAND（東京都千代 田区丸の内二丁目7番1 号）	1,282	5.77%	1,282	4.16%
山崎 光博	東京都板橋区	754	3.39%	3,614	11.73%
竹井 博康	神奈川県藤沢市	725	3.26%	725	2.35%
エルエムアイ株式会社	東京都港区南青山六丁目8 番6号	553	2.49%	553	1.79%
木村 正明	東京都世田谷区	250	1.12%	250	0.81%
斉藤 恒利	群馬県甘楽郡甘楽町	218	0.98%	218	0.71%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川四丁目 12番3号	211	0.95%	211	0.69%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目 4番1号	209	0.94%	209	0.68%
山田 晴信	東京都世田谷区	197	0.89%	197	0.64%
計	-	4,402	19.80%	12,982	42.12%

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月30日現在の総議決権数に、本新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株及び別件新株式の割当株式数1,430,000株を合わせた8,580,000株に係る議決権数85,800個を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、平成13年にインベストメントバンキング事業に進出して以来、新興・中堅企業を中心に、さまざまな投資手法で企業向け投資及び事業の成長支援を実施してまいりました。

また、世界経済並びに国内外の株式市場の不透明な先行きに備え、投資事業の構造転換を図るため、平成21年から新興・中堅上場企業を主体とする「中小型上場株投資」を、平成23年からは投資先上場企業の成長シナリオとなる新規事業の創出を組み合わせた「事業プロジェクト投資」など新たな投資手法を実施してまいりました。

昨年は、東日本大震災の影響で投資活動を縮小しておりましたが、本年度よりスマートフォン関連企業への投資など着実な実績を積み上げております。また、世界経済並びに国内外の株式市場は不透明な状況が長く続いておりますが、このような状況の中でも高成長を遂げている新興・中堅企業は多く、事業拡大や海外展開等で資金を必要としている企業は少なくありません。加えて、営業面からも「ブランド力」、「技術力」、「マーケットシェア」のいずれかに優位性を持ち、成長戦略の実現に強い意志とその実現のための高い潜在力を持つ企業からの出資要請が増えてきております。こうした投資先として有望な企業が多数存在する現在の状況は、当社にとって縮小していた投資活動を再び活性化させる好機であり、当社の企業価値をさらに向上させる機会でもあります。

上記の状況を鑑みて、当社は、出資要請に対応するための十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化する目的で、国内外の機関投資家等を引受先とするエクイティ・ファイナンスを計画することとし、当社の事業概要及び事業戦略を理解していただける国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を対象に、公募増資、株主割当による増資、第三者割当増資、新株予約権及び新株予約権付社債等の多種多様な資金調達手段を検討した結果、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことといたしました。

当該資金調達の方法を選択した理由は、公募増資及び株主割当による増資は、金融機関からの借入による資金調達は、事業特性上及び担保となる資産等を有していないことから困難であり、昨今の金融情勢等を踏まえれば必要とされる資金の調達に高い不確実性があると判断したこと及び投資候補先の中で資金調達を喫緊の課題としている候補先が相当数あり今回の資金調達は緊急性が高いことから、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株式の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が低減される点で優位性があると判断しております。

別件新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して38.27%希薄化することとなりますが、今回の資金調達により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるものと判断し、別件新株式及び本新株予約権の発行による総額約6億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株及び別件新株式の発行による株式数1,430,000株を合わせた8,580,000株に係る議決権数は85,800個となり、当社の総議決権数222,414個（平成24年9月30日現在）に占める割合が38.58%となります。したがって、本新株予約権の発行は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を以上になることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、今回の資金調達により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに財務体質をさらに強化することが当社の企業価値の増大につながり、ひいては既存株主様の利益向上につながるものであることから、当社にとって必要不可欠な資金調達であると考えております。

さらに、経営者から一定程度独立したものによる本件第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、社外取締役2名（尾関友保、宇田好文）及び社外監査役3名（永野義一、坂井眞、廣瀬元亮）に対し、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成24年10月22日付で「当社を取り巻く経済環境及び事業環境を鑑みて、有望な投資先からの出資要請に応えるための「中小型上場株投資」及び「事業プロジェクト投資」に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする別件新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理なものではないと認められること、別件新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の用途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること、当社の財政状態を鑑みると現状の手元資金では、現在交渉中の投資先の出資要請に十分応えることができず、投資資金を外部から調達する必要性があること、資金調達方法については、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、別件新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、別件新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること、並びに本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから同じく有利発行には該当しないと考えられます。以上のことを総合的に勘案した結果、今回の別件新株式及び本新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められるものであると考えられる。」旨の意見書を取得しております。

以上のような検討及び対応策を踏まえ、当社取締役会は別件新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の提出日（平成24年10月22日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成24年7月1日～ 平成24年8月31日（注）	728	3,148,953	728	158,181

（注）第6回新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載されている「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1)～(7) 略

(8) 既存株主の株式価値の希薄化に関わるリスク

平成24年10月22日開催の当社取締役会において、第三者割当による株式及び第三者割当による第7回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は222,414個（直前の基準日である平成24年9月30日現在）に対して、今回、第三者割当により発行される株式数1,430,000株及び第三者割当により発行される新株予約権の目的である株式の総数7,150,000株を合わせた8,580,000株に係る議決権数は85,800個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は最大で38.58%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は27.84%）となり、株式価値が希薄化し、当社株式の株価に影響を及ぼす可能性があります。

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第151期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成24年6月28日提出臨時報告書〕

1 提出理由

平成24年6月25日開催の当社第151期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成24年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役2名選任の件

取締役として、秋田勉氏及び緒方健介氏の両氏を選任する。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役として、高橋英也氏、永野義一氏、坂井眞氏及び廣瀬元亮氏の4氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	可決要件	決議結果
第1号議案						
秋田 勉	82,758個	5,128個	0個	91.98%	(注)1	可決
緒方 健介	82,843個	5,043個	0個	92.08%		可決
第2号議案						
高橋 英也	83,257個	5,137個	0個	92.02%	(注)1	可決
永野 義一	82,783個	5,611個	0個	91.50%		可決
坂井 眞	83,550個	4,844個	0個	92.34%		可決
廣瀬 元亮	83,163個	5,231個	0個	91.92%		可決

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第151期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第152期第1四半期)	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

Oakキャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 均 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木下 雅彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

Oakキャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 渡邊 均 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、Oakキャピタル株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、Oakキャピタル株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 均 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 茂寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第151期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。